

電気事業法第27条による電気の使用制限について（実施結果）

平成24年1月10日

1. 超過需要家数

- 電気事業法第27条による電気の使用制限は、平成23年7月1日から9月9日までの土日祝日を除く50日間、各日9:00～20:00の11時間、合計550時間にわたって実施。
- 使用制限の対象となった大口需要家（契約電力500kW以上）は18859件（東北電力管内3569件、東京電力管内15290件）であり、全ての大口需要家に対して電力使用実績報告書の提出を求めた。
- 電力使用実績報告書の提出があった需要家18734件のうち、使用制限の対象となった550時間において1時間でも超過実績のあった需要家は799件。（全体の4.2%）
- 平成23年末時点で電力使用実績報告書の提出がない需要家125件については、継続的に報告書の提出を督促するとともに、電気事業者から徴収したデータにより使用状況を確認したところ、これらの需要家のうち、使用制限の対象となった550時間において1時間でも超過実績のあった需要家は32件。（全体の0.2%）
- 合計831件の需要家が超過実績あり。（全体の4.4%）

2. 超過需要家への対応

- 電力使用実績報告書により超過使用が確認された需要家799件に対しては、さらに超過理由書の提出を依頼。必要に応じて電話による追加ヒアリングにより超過理由を確認した。
- 超過理由書や追加ヒアリングによって確認された主な超過理由を以下のよう
に分類。
 - ①豪雨による河川の増水に対応するための排水ポンプの稼働による超過など、適用除外と整理できるもの。

②自家発電設備のトラブルによる超過など、故意による超過ではないと判断できるもの。

③熱中症が発生するとの医師の指摘を踏まえたエアコン使用による超過など、故意に当たる可能性はあるがやむを得ないと整理できるもの。

④その他

- 超過回数が平均1日1回以上の需要家81件について、その超過理由及び件数は以下のとおり。

①適用除外と整理できるもの：5件

②故意による超過ではないと判断できるもの：37件

③故意に当たる可能性はあるがやむを得ないと整理できるもの：22件

④その他：17件

- 上記④に該当する超過需要家については、①節電に取り組んだにもかかわらず超過してしまったのか、②節電に取り組むこともなく超過したのか、を判断するために、さらに、今夏の節電の取組等について質問状を送付。(超過理由書に節電の取組状況を記載済みであった5件を除く12件に対して送付)
- この結果、これら17件においても別紙のような節電の取組がなされていることを確認。